

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和六一年七月一八日大蔵省令第三九号）
この省令は、昭和六十一年八月一日から施行する。
- 附 則**（昭和六二年三月三一日大蔵省令第一五号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
- 附 則**（昭和六三年五月二六日大蔵省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。
- 附 則**（平成元年一月二〇日大蔵省令第二号）
この省令は、平成元年二月一日から施行する。
- 附 則**（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成五年五月一九日大蔵省令第五五号）抄
1 この省令は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。
- 附 則**（平成一〇年三月三一日大蔵省令第四〇号）
この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年三月二四日大蔵省令第一七号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄
1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則**（平成一五年三月二八日財務省令第一八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年三月三一日財務省令第四九号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年四月二八日財務省令第二三号）
この省令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。
- 附 則**（平成二五年六月二二日財務省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。
- 附 則**（令和元年五月七日財務省令第一号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則**（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）
（施行期日）
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則**（令和二年一月二二日財務省令第八九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第六条から第十二条までの改正規定、第十三条中国債の発行等に関する省令第四条第七項の改正規定及び第十四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されている国債（国債証券（次項に定めるものを除く。）又は登録国債に限る。）の手續については、なお従前の例による。
- 2 前条ただし書に規定する規定の施行の際、既に発行が開始されている次の各号に掲げる名称の国債の手續については、なお従前の例による。
- 六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の第三回特別給付金国庫債券、第五回特別給付金国庫債券、第七回特別給付金国庫債券、第九回特別給付金国庫債券、第十四回特別給付金国庫債券、第十六回特別給付金国庫債券、第十九回特別給付金国庫債券、第二十一回特別給付金国庫債券、第二十六回特別給付金国庫債券
- 4 この省令（前条ただし書に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 第1号書式〔第7条〕
（略）
第2号書式〔第9条〕
（略）
第3号書式〔第9条〕
（略）
第4号書式〔第9条〕
（略）
第5号書式〔第11条〕
（略）